# 大正五年農商務省令第三十号（農商省主管歳入証券納付ニ関スル件） （大正五年農商務省令第三十号）

農商省主管ノ歳入ハ総テ証券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

# 附　則

明治三十九年農商省令第四号ハ之ヲ廃止ス

##### ○２

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一八年一一月一五日農商省令第三号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス